

労働者の健康障害防止にかかる化学物質のリスク評価方針（案）
（平成 23 年度）

職場における化学物質の取扱いによる健康障害の防止を図るためには、事業者が自らの責務として個々の事業場でのばく露状況等を把握してリスクを評価し、その結果に基づきばく露防止対策を講ずる等の自律的な化学物質管理を適切に実施することが基本である。しかし、中小企業等においては自律的な化学物質管理が必ずしも十分ではないことから、平成 18 年度から、国は、重篤な健康障害のおそれのある有害化学物質について、労働者のばく露状況等の関係情報に基づきリスク評価を行い、健康障害発生のリスクが高い作業等については、リスクの程度に応じて、特別規則による規制を行う等のリスク管理を講じてきている。平成 23 年度においては、以下の方針により、化学物質のリスク評価を実施する。

1 検討体制の確保

平成 21 年度において、以下の 5 つの観点から体制の見直しを行ったところであり、平成 23 年度においても同様の検討体制を確保することにより、リスク評価の推進を図る。

- 1) リスク評価対象物質選定手順、基準の明確化、透明性の確保
- 2) 科学的判断が求められるリスク評価検討会と政策的判断が求められるリスク管理の措置に係る検討会の分離
- 3) リスク評価の 2 つの要素である有害性評価検討とばく露評価検討の分離によるリスク評価検討の効率的推進
- 4) リスク評価結果を受けた健康障害防止措置の検討における最新の健康障害防止技術開発動向及び健康障害防止措置の取り組み動向の検討の推進
- 5) リスク評価の動向や評価結果の情報提供の推進

2 各検討会におけるリスク評価検討の加速等

(1) 化学物質のリスク評価に係る企画検討会

化学物質のリスク評価に係る企画検討会においては、リスク評価にかかる方針の策定を行う。

また、リスク評価対象物質の選定作業を平成 23 年 6 月までに実施することにより、平成 23 年 12 月までに告示が発出される平成 24 年有害物ばく露作業報告の対象物質に反映されるようにする。

さらに、国によるがん原性試験（フィージビリティテスト）の実施が必要な物質の選定を平成 24 年 1 月までに行う。がん原性試験（長期試験終了予定物質「吸入試験：アクリル酸」、「経口投与試験：2-アミノエタノール」）の有害性評価小検討会評価結果（下記（2）①参照）を踏まえた今後の対策の進め方について検討する。

このほか、前年度のリスク評価結果及び今後のリスク評価の方針等の情報を関係者に提供するとともに、リスク評価に関する関係者間の相互理解を促進するため、労働分野におけるリスクコミュニケーションの実施について検討する。

(2) 化学物質のリスク評価検討会

化学物質のリスク評価検討会については、有害性評価とばく露評価を並行して審議することとし、同検討会のもとに以下の2つの小検討会を設け、効率的な検討を行う。

① 有害性評価小検討会

有害性評価小検討会においては、国内外の疫学、毒性等にかかる情報をもとに、平成23年度に新たに初期リスク評価を行う物質を優先して有害性評価を行うとともに、有害性評価の手法について検討を行う。

また、国によるがん原性試験（長期試験終了予定物質「吸入試験：アクリル酸」、「経口投与試験：2-アミノエタノール」）の結果について評価を実施する。

② ばく露評価小検討会

ばく露評価小検討会においては、「労働者の有害物によるばく露評価ガイドライン」に沿って、前年度のリスク評価において高いばく露レベルが確認された物質について詳細リスク評価のためのばく露評価を実施する。

また、平成23年1月～3月のばく露実態調査対象物質のうち、優先度の高い物質から初期リスク評価のためのばく露評価を実施する。

さらに、今後リスク評価を行う物質の測定分析法について検討を行う。

また、各小検討会において平成22年度より検討してきた有害性評価結果、ばく露評価結果に基づき、化学物質のリスク評価検討会において平成23年6月までに「化学物質による労働者の健康障害防止に係るリスク評価検討会報告書（案）（平成22年度）」をとりまとめる。

3) 化学物質の健康障害防止措置に係る検討会

化学物質の健康障害防止措置に係る検討会においては、リスク評価結果がとりまとめられた物質について政策ベースの検討が可能となるよう、関係事業者、保護具メーカー等からもヒアリングを行うなどして、最新の技術開発動向や規制の導入にあたって考慮すべき事項を積極的に聴取し、円滑かつ適切な健康障害防止措置の導入を目指すための検討を行う。

平成23年度においては、化学物質のリスク評価検討会においてとりまとめられる平成22年度の「化学物質による労働者の健康障害防止に係るリスク評価検討会報告書」を踏まえ、物質ごとに健康障害防止措置の検討を行う。

また、有害性評価小検討会において行われる国のがん原性試験結果の評価を踏まえ、労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づく指針（がん原性指針）について検討を行う。

3 リスク評価にかかる情報提供等の推進

規制措置の導入に際して、パブリックコメントを通じて、国民の意見を積極的に募集するとともに、リスク評価の節目にリスクコミュニケーションを実施し、意見交換やパンフレットの作成などを通じて、国民にわかりやすい情報提供に努める。

このほか、リスク評価を通じてとりまとめられた情報については、MSDS作成部署に情報提供するとともに、ばく露実態調査における個人ばく露測定等のために策定された測定・分析方法についても、積極的に情報提供し、事業者自らのリスク管理の導入を支援する。

4 その他

平成23年度から国が実施することとしている生殖毒性試験について、今後、詳細が固まるのに合わせて、平成23年度以降のリスク評価に位置づけることとする。